

+++基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

基金の名称		福島県原子力災害等復興基金(緊急雇用勘定)			
基金設置法人名		福島県			
基金の額	①設置時の額(平成24年1月24日造成)		80,000,000千円		
	②積み増し額の計		45,638,835千円		
	内訳				
	(平成25年3月29日、震災等緊急雇用対応事業分)		16,210,000千円		
	(平成26年3月28日、事業復興型雇用創出事業分)		21,760,000千円		
(平成27年12月25日、震災等対応雇用支援事業分)		5,709,645千円			
(平成28年8月26日、原子力災害対応雇用支援事業分)		1,959,190千円			
③終了時残高(見込)(平成31年9月30日)		17,520,000千円			
うち 国費 相当額	①設置時の国費相当額		(全額)		
	②積み増し額の国費相当額		(全額)		
	③終了時残高の国費相当額		17,520,000千円		
基金事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> 震災等対応雇用支援事業(旧震災等緊急雇用対応事業) 東日本大震災等の影響による失業者に対する短期の雇用、就業機会を創出、提供し、又は短期の雇用を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業。 事業復興型雇用創出事業 被災地域のうち福島県内の災害救助法適用地域において、安定的な雇用機会を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が当該地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となり、当該雇用に係る費用を事業主に助成する事業。 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業 被災地域において、被災求職者の安定的な雇用機会を創出すること及び地域で若者・女性・高齢者・障がい者が活躍できる雇用機会を創出することを目的として、高齢者から若者への技能伝承、女性、障がい者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業。 <u>原子力災害対応雇用支援事業</u> <u>東日本大震災に伴って発生した原子力災害の影響を受けた福島県内で被災した求職者の生活の安定に資するため、民間企業等への事業委託により一時的・短期の雇用・就業機会を提供するとともに、地域労働市場における次の安定的な就職に向けた人材育成を行う事業。</u> 			
基金事業を終了する時期	事業名	震災等対応雇用支援事業(旧震災等緊急雇用対応事業)	事業復興型雇用創出事業	生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業	<u>原子力災害対応雇用支援事業</u>
	新規採択の終了(予定)時期	平成27年8月	平成28年3月	平成24年7月	<u>平成29年3月</u>
	採択事業の最終的な終了(予定)時期	平成29年3月	平成31年3月	平成28年3月	<u>平成30年3月</u>
	精算等を経た上での基金の解散(予定)時期	平成29年9月	平成31年9月	平成28年9月	<u>平成30年9月</u>

基金事業の目標

	指標\事業名	震災等対応雇用 支援事業（旧震 災等緊急雇用対 応事業）	事業復興型 雇用創出事 業	生涯現役・ 全員参加・ 世代継承型 雇用創出事 業	原子力災害 対応雇用支 援事業
28 年度	雇用計画数（A） （人）	719	28,591	—	142
	実雇用者数（B） （人）	992	28,149	—	56
	A/B（%）	137.9%	98.4%	—	39.4%
27 年度	雇用計画数（A） （人）	3,563	29,490	468	—
	実雇用者数（B） （人）	6,968	27,391	434	—
	A/B（%）	195.5%	92.8%	92.7%	—
26 年度	雇用計画数（A） （人）	5,655	31,749	794	—
	実雇用者数（B） （人）	11,070	26,022	905	—
	A/B（%）	195.8%	82.0%	114.0%	—
25 年度	雇用計画数（A） （人）	8,120	22,400	895	—
	実雇用者数（B） （人）	11,551	19,268	905	—
	B/A（%）	142.2%	86.0%	101.1%	—
24 年度	雇用計画数（A） （人）	9,483	14,333	1,512	—
	実雇用者数（B） （人）	17,016	10,846	626	—
	B/A（%）	179.4%	75.6%	41.4%	—
23 年度	雇用計画数（A） （人）	13,100	1,000	300	—
	実雇用者数（B） （人）	17,975	488	—	—
	B/A（%）	137.2%	48.8%	—	—

給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制

・震災等対応雇用支援事業（旧震災等緊急雇用対応事業）

- ① 県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）
- ② 建設・土木事業でないこと。
- ③ 東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就労するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- ④ 真に被災者の暮らし再生につながる事業であるという趣旨を踏まえた「被災求職者の中でも、沿岸部で津波による被害を受けた方、原子力災害の影響により避難を余儀なくされている方などの一時的な雇用の場を提供する事業」、「被災地の復興に資する事業」であること。
ただし、平成 27 年度に開始する事業は、以下の事業であることに限る。
 - ・ 仮設住宅の見守り事業（見守り事業に付帯する草刈りなどの敷地整備等は除く。）（本件は被災三県求職者の一時的雇用という観点からは、必ずしも事業趣旨に合致する運用がなされているとは言いが、事業の重要性に鑑み可とする。）
 - ・ 公務のうち復興の進捗に影響を及ぼすもので継続すべき事業（復興業務外の業務、学校・県警・図書館の管理などの補助業務等は除く。）
 - ・ 被災三県求職者の次の雇用に結びつく人材育成・能力開発事業
 - ・ 復興を加速・後押しするもので継続すべき事業（復興業務外の観光 P R 事業、河川・町道等の維持管理事業、保育業務補助等復興との直接的関連が薄いものは除く。）
 - ・ 雇い止めに繋がる事業（年度毎で雇用契約が満了するものは除く。）
- ⑤ 委託事業に係る事業経費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が 2 分の 1 以上であること（真にやむを得ないと認められる事情がある場合を除く）。

・事業復興型雇用創出事業

- ① 対象事業所（A, B いずれかに該当する県内の事業所）
A 平成 23 年 3 月 11 日以降に、国又は地方自治体の補助金・融資（県が指定したものに限る。）を受けた事業所。
B A 以外の事業で、雇用創出が期待され、本助成金を支給することが「産業施策と一体となった雇用支援」と認められる補助金・融資（県が指定したものに限る。）を受けた事業所。
- ② 要件（対象労働者）
【対象者】県内在住の被災求職者（平成 23 年 3 月 11 日時点で県内に所在する事業所に雇用されていた者又は県内に居住していた者。新規卒業者を含む。）
【助成対象となる雇用】平成 23 年 11 月 21 日以降に開始した雇用（含再雇用）で、補助金・融資の採択後に開始した雇用。但し、再雇用の割合は、対象労働者の 8 割まで（新規雇用が 2 割以上）。
※短時間労働者は、雇用保険の一般被保険者（週 20 時間以上）の場合に限ります。
※フルタイム労働者及び短時間労働者 1 人から申請可能です。
【雇用期間】「無期雇用」又は「1 年以上の有期雇用で更新可能なもの」

・生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

- ① 県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）
- ② 建設・土木事業でないこと。
- ③ 被災求職者の安定的な雇用機会を創出する事業であって、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業であること。
- ④ 雇用面でのモデル性については、以下を目安として、総合的に判断すること。
 - ア 事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障がい者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか。
 - イ 若者・女性・高齢者・障がい者を多数雇用しているか。
 - ウ 若者・女性・高齢者・障がい者が働きやすい環境となっているか（在宅勤務、短時間労働、ユニバーサルデザイン、ジョブコーチの配置、能力開発等）。
- ⑤ 委託事業に係る事業経費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が 2 分の 1 以上であること（真にやむを得ないと認められる事情がある場合を除く）。

	<p><u>・原子力災害対応雇用支援事業</u></p> <p><u>① 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。</u></p> <p><u>② 建設・土木事業でないこと。</u></p> <p><u>③ 原子力災害の影響による福島県被災求職者に対して短期の雇用・就業機会を提供した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。</u></p> <p><u>④ 真に福島県の復興に必要な原子力災害由来の事業に限定したものとすること。</u></p>
その他の事項	